「飯田市南信濃温泉スタンド」について

○飯田市南信濃温泉スタンド条例（平成17年9月30日条例第95号）

（趣旨）
第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、飯田市南信濃温泉スタンドの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第2条　飯田市南信濃温泉スタンド（以下「施設」という。）を、飯田市南信濃八重河内109番地1に設置する。
（使用料の納付）
第3条　施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用の際に、市長に使用料を納付しなければならない。
2　使用料の額は、利用する温泉の量200リットル当たり100円とする。
3　利用者が利用する温泉の量が200リットルを超えない場合であっても、200リットルの利用があったものとみなす。
（委任）
第4条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○温泉スタンドの現状

設置場所：飯田市南信濃八重河内109番地1（遠山荘敷地内）
設置年：平成9年
仕様：寸法　W950　×　H1600　×　D550
電源　単相100V　50/60Hz（消費電力　最大500VA）
供給圧力　最大0.1MPa（10kg/㎠）

○温泉スタンドの直近の使用料実績

H28	H29	H30	H31（R1）
17,300円	17,200円	8,100円	18,100円

○温泉スタンドの通水試験の結果（R6.7.31実施）

・ボックス下部の腐食により、設備が傾いている。
・減圧弁の腐食により、通水時に漏水がある。
・設備内の配管も腐食の可能性あり。
・制御基板の耐用年数が経過している。
→以上の結果から、設備の全面更新が必要

【今後の方針】
これまでの利用実績及び設備の老朽化により温泉スタンドは廃止し撤去する。
道の駅玄関前の霜月祭モニュメントの温泉給水口より採水できるよう蛇口を改修する。